国土交通省 北陸信越運輸局 Hokuriku-shin'etsu District Transport Bureau
Press Release

令和５年３月１４日
自 動 車 交 通 部

富山地区のタクシー運賃改定「必要」と判断

北陸信越運輸局は本日、富山地区（富山県全域）のタクシー運賃改定の要否について、必要と判断しましたので、お知らせします。

３か月の要請（申請）受付期間中に当該地域の法人タクシー事業者の保有する車両数の７割以上の事業者から要請（申請）があったことを受け、その要否について審査を行った結果、それぞれ運賃改定が必要と判断したものです。

今後、所要の審査、手続きを経て新運賃の公表を行ってまいります。

１．運賃改定要請（申請）受付期間

令和４年１２月１２日～令和５年３月１３日

２．運賃改定要請（申請）状況

（１）要請（申請）事業者数　　２２者（富山地区法人事業者数　４５者）
（２）要請（申請）事業者車両数　　５２９両（富山地区法人車両数　７４６両）
（３）要請（申請）率　　７０．９１％

３．要請（申請）内容

		要請(申請)運賃(最大～最小)			現行上限運賃		
初乗運賃	特定大型車	1km～1.17 km	まで	900 円～750 円	1.178km	まで	800 円
	大型車	1km	まで	670 円	1.178km	まで	670 円
	普通車	0.95km～1.17km	まで	700 円～600 円	1.178km	まで	620 円
加算運賃	特定大型車	101m～208m	までごとに	120 円～100 円	184m	までごとに	100 円
	大型車	170m	までごとに	100 円	197m	までごとに	100 円
	普通車	130m～289m	までごとに	120 円～100 円	254m	までごとに	100 円

【お問合せ】
旅客課　桑原、山田
電話　　０２５－２８５－９１５４